## 令和6年度 和歌山平野農地防災事業 名草排水路第7工区他工事

特別仕様書

近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所

項目	内	摘要
第1章 総則	令和6年度 和歌山平野農地防災事業 名草排水路第7工区他工事(以下「本工事」という。)の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(令和6年4月)」(URL: <a href="https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html">https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html</a> )(以下「共通事項書」という。)に基づいて実施する。共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
<b>第2章 工事内容</b> 1 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、名草排水路を改修するものである。	
2 工事場所	和歌山県和歌山市和田地内	
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L=222.2m 7工区:132.2m 施工始点 測点No.1+5.64〜終点 測点No.7+17.80 3-1工区:90m 施工終点 測点No.29〜終点 測点No.33.+10 内訳 護岸工 L=222.2m×2 (両岸)	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。工期:令和6年8月5日から令和7年3月22日まで(余裕期間:契約締結の日から令和6年8月4日まで) ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件 1 工事期間中 の休業日	工事期間中の休業日として、雨天・休日等13日(月平均)を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでい る。	
2 寒中コンク リート	1) 本工事におけるコンクリート工事の施工に当たって、共通仕様書第1編3-10-2 に規定する「寒中コンクリート」は想定していない。 2) 気象条件により寒中コンクリートの施工を行う必要がある場合は、監督職員と協議の上、養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づ	

項目		内	名草排水路第7工 容	摘要			
7 P	> /L.  \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			10 女			
	さ作成す	る施工計画書に記載しなければなら	つない。 				
3 工程制限	水路内工	事は、非かんがい期(令和6年10月	11日以降)でなければ工事着手でき				
	なお、詳	細な期間は、監督職員と打合わせる	5ものとする。 -				
4 工事を施工 しない日	週休2日の 工事につい なお、気	原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、 園休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む 正事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の を工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。					
5 工事を施工しない時間帯	なお、気	原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工 の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。					
第4章 現場条件							
1 土質	本工事の	施工場所の土質は、砂質土を想定し	している。				
2 第三者に対 する措置 (1) 騒音、振動 対策	を図り、2)特に住 機種を使用 3)工事の し、その記 一覧表)に なお、?	1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。 3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式(騒音測定一覧表及び振動測定一覧表)により、速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。					
		特定建設作業に伴って発生する騒音の	振動規制法施行規則				
	測定方法	規制に関する基準 (最終改正:平成27年 4月20日環境省告示第66号)	(最終改正:令和3年3月25日環境省令 第3号)				
	基準値	85dB	75dB				
	測定日数	工事着手前1日、工事実施中 各1日					
	測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点(10m・30m)を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上 の2点 (10m・40m) の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調 査地点は別途、監督職員と協議する。				
	測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時から1時間間隔で10回測定する ものとし、1回ごとの測定時間は10分と する。 なお、その都度、主要振動要因を適切に 評価・記載するものとする。				
(2)境界対策	与えないよ	う十分注意して施工しなければなら	施工する場合は、既存施設に損害を っない。 が関係者とトラブルの生じないよう、				

					名草排水路第7工			
項目		内		容		摘要		
	十分留意して施工する なお、受注者の責に なければならない。			易合は、受注	者の責任において処理し			
(3) 営農対策	本工事の隣接農地に	こおける営農に	こ支障が出れ	ないよう配慮	意しなければならない。			
(4) 現場内への 立入制限等	安全のため第三者の 設を設置するものとす		立入を制限で	するとともに	こ、必要な箇所には安全施			
(5) 保安対策	導教育責任者講習値であって交通誘導の 2)交通誘導警備員の	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者)であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。						
	配置場所	交通誘導 警備員	昼夜別	交代要員 の有無	備考			
	7工区施工範囲前後	2人/目	昼間	無	土砂・資機材搬出入時			
	県道秋月海南線 (規制区間)	2人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時			
	北側ヤード出入口	1人/目	昼間	無	土砂・資機材搬出入時			
	東側ヤード出入口	1人/日	昼間	無	資機材搬出入時			
(6) 交通対策	<ul> <li>1) 県道秋月海南線は車両の通行止めによる、交通規制を想定し関係機関と協議している。</li> <li>2) 上記の規制は昼間を想定しており、夜間は道路を開放すること。</li> <li>3) 上記の規制中であっても、歩行者・自転車通行者、及び沿道の住宅・施設関係者の出入りには配慮しなければならない。</li> <li>4) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。</li> <li>5) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。</li> <li>6) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。工事現場周辺の一般道路について、工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</li> </ul>							
(7) 早朝及び夜 間作業の禁 止		5止の観点から	ら、原則とし	て早朝及び	液間作業を行ってはなら			
(8) 防塵対策		策として工事	耳用道路の間	枚水は計画し	fする場合は、防塵に十分 ていないが、必要と想定			
(9) 関係機関と の調整	法定外公共物(名草 見込みである。	排水路)管理	書である和	歌山市とは	令和6年8月頃協議成立			

項目			内		容	<u> </u>			摘要
(10) 地上地下施 設に対する安 全対策	調査を行い、監 等が通過するは を行うものとで はこの限りでい なお、架空網 必要がある場合 2)受注者は、地 からの情報を打 とする。また、 に基づき監督	監督職員に 動するい。 はない。 は、だいない。 といった は、だい。 というでは、 というでは、 というでは、 といった というでは、 といるでは、 というでは、 といると、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と	報告するもの 高さ制限を確 し、安全対策 対策に要する 解韻と協議さ の埋設状況に のとする。た 下埋設物を発	とし、は記述にいる。	架空網 る安全対 こついて の配置のとする で関係機 理設物居 に場合は	等上空施設 対策施設(簡 施工計画上 せや架空線の る。 と関の他、設 別辺では慎重 は共通仕様書	の下を工 あが一ト 対策が不 防護管を 計図書や な施工を 第1章1	事用車両、)の設置 要な場合 :設置する 空監督職員 :行うもの -1-34	
3 照査		共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。							
<b>第5章 指定仮設</b> 1 工事用地等	1)本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地 範囲に資材置場等を設置するものとする。 2)工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さ を10mメッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測 定結果を監督職員に報告するものとする。 3)工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任におい て実施しなければならない。								
2 土留工	腹起及び切梁のでの施工が困難。				-			想定工法	
	施工場所	種別	規格		間隔	方法		備考	
		親杭	H-300×300	)	2. 0m	設置(存置	)		
		横矢板	LSP-3D		_	設置(存置	)	u==, 1957	
		腹起	H-400×400	)	_	設置撤去	<del>一</del> 底版	掘下げ前	
	7 工区	切梁	H-300×300	)	2. Om	設置撤去			
		腹起	H-400×400	)	_	設置(存置	)		
		切梁	H-300×300	)	2. Om	設置(存置	— 底版 )	掘下げ後	
	3-1 工区	腹起	H-300×300	)	_	設置撤去			
	(上段)	切梁	H-300×300	)	5. Om	設置撤去	一 底版	掘下げ前	
	3-1 工区	腹起	H-300×300		_	設置(存置	)		
	(下段)	切梁	H-300×300	)	5. Om	設置(存置	─ 底版	掘下げ後	
3 水替工	1) 本工事におり			 ;り想》		いる。			
			定排水量		排水ス	方法		考	
	仮締切		~30m³/hr	常時		a 3 1. Dev	3箇所		
	2)受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るも								

					71 <del>11</del> 17	非水路男 7 丄	
項目		内	容				摘 勇
	のとする。						
4 仮締切工	図面に示す既設水路の仮約 するものとする。また、工事 は、受注者の責任において事	期間中の点検、	補修、維持				
5 鋼製架台	図面に示す鋼製架台についいる現場条件等により、想定 議するものとする。		,				
第6章 工事用地							
等 1 発注者が確 保している用 地	発注者が確保している工事 という。) は、図面に示すと		工上必要な	常地(以	下「工	事用地等」	
2 工事用地等 の使用及び返 還	1) 工事用地等については、 使用条件等の確認を行わた 2) 受注者は、工事用地等を	よければならない	6	•		,	
	ない。 3) 受注者は、使用条件に基有者の立会いのもと、土地ものとする。     なお、監督職員から要請るものとする。 4) 受注者は、工事用地の返	使用補償契約に対 があった場合は	定める期間 、「土地返	内に工事に還引受書」	用地の説の徴集	反還を行う 集に協力す	
	あった場合は、監督職員と 5) 令和6年度末に返還を予 である。施エヤード(北側	定している借地	は、施工ヤ	ード (7]	[区側)	-	
3 受注者の裁 量による工事 用地等	発注者が確保している工事 注者の責任において処理する		を受注者の	裁量で確	保する	場合は、受	
第7章 支給材料							
1 支給材料	支給する材料は、次のとま	おりである。	1	T	T		
	品名	規格	単位	数量	-	<b> </b>	
	レジンコンクリートパネル	1190×450	m2	161m2	設置林	材料含む	
2 引渡方法等	   支給材料の引渡し方法等に	は次のとおりとす	る。				
	場所	引渡し時期		渡し方法		備考	
	和歌山県和歌山市和田地内	令和6年8月	北側施工や	アードにて係	R管中		
第8章 工事用電力 第9章 工事用材 料	本工事で使用する電力設備	帯は、受注者の責	―――	 *準備しな	ければ	 ならない。	
1 規格及び品 質	本工事で使用する主要材料 い場合は、同等あるいは同等 るものとする。				-		

項目		内			3	名早排水 <u>路</u> 第7上	摘要
	2) 鋼材 軽量鋼矢板 田形鋼 300 田形鋼 400 3) コンクリー シンシンコンションションションションションションションションションションションションション	ーラン C-40  E LSP-3D型 00×300×10×15 ×300×13×21 ・ト二次製品 ート (B600×H500 ・クリートパネル 地設の補修・補強 一固定式パネルエ 。 ンス用アンカーフ	粗度係数 0. 紅工事に関す 法に使用す ベロック 18	るマニ、 る材料・ 0×180	ュアル【開水 工法の品質規 ×450	格に適合するも	
	種類 呼び	が強度 スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的	
	無筋コンクリ	18 8	25 (20)	65以 下	ВВ	底版コンクリート 天端コンクリート	
		18 8	40	65以 下	BB	調整コンクリート	
	※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。  5) フェンス類 転落防止柵: 亜鉛メッキ、H=1.5m  6) その他 水抜孔 底盤用ウィープホール 目地材 ゴム発泡体・硬度 20 シーリング材 2成分形変成シリコーン系シーリング材 路盤紙 クラフト紙						
	種類	W/C (%)	フロー値 (mm)		使用目	目的	
	高流動モルタル		260±30	レジ	ンコンクリート	・パネル 充填材	
	パネル工で使用するシーリング材及びグラウト材は、農業水利施設の補修・ 補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】(案)のアンカー固定式パネル 工法に使用する材料・工法の品質規格に適合するものとする。 6)木材 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うも のとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。						
2 見本又は資 料提出	職員に提出しなお、これ」	び次に示す工事材料 て承諾を得なけれた 以外の材料について 場合は、これに応し	ばならない。 も自主管理!	記録を確			

要

項	目	内	容	摘
		材料名	提 出 物	
		石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表	
		コンクリート	示方配合表、試験成績書	
		コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	
		鋼材類	ミルシート	
		その他資材	カタログ、試験成績書等	
5万米	職員の	ルレデナ工事 <u></u> 大学 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	 	

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備考
レジンコンクリートパネル	外観、寸法	搬入時抽出検査
コンクリート二次製品	II	II
鋼材	II	"

## 第10章 施工

- 1 一般事項
- (1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途 監督職員が指示する。

なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。

- (2) 中間技術検査
- 1)発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及 び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員(以下「技術検 査職員」という。) から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。
- (3) 既設構造物 に対する措置
- 1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置(座標による設置位置の記録)を確認し、監督職員に報告するものとする。
- 2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・ 復旧を指示する場合がある。
- 3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。

なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

- 4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、 監督職員と協議するものとする。
- 5) 既存護岸は古い石積み(小端積み)で貴重な紀州青石(緑色片岩)が使われている等、竈山神社及び竈山の御墓の歴史的景観の保全を図る歴史的景観ゾーンであり、施工にあたり既存施設の変状に十分配慮すること。
- (5) 設計図書の 充足

本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備するべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。

目 項 内 容 摘要 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等の現場内利用は考えていないが 2 再生資源等 (建設発生土を除く)、再利用が可能(有益)と判断される場合は、利用方法等に の利用 (1) 建設副産物 ついて監督職員と協議するものとする。 1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、 法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から 搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等 が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であ るなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、 確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の 見えやすい場所に掲げなければならない。 3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生 資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と再生資 源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者 に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したと きは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書 に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確 認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなけ ればならない。 3 建設資材廃 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困 難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、 棄物等の搬出 監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に 報告しなければならない。 受入 事業 建設資材廃棄物 処理施設名 住 所 時間 区分 コンクリート殻 7:00 ~ 再資源化施 ㈱坂口興業 和歌山市松原字木ノ下 (無筋) 17:00 建設発生土 株式会社 8:00 ~ 建設発生土 岩出市今畑字横谷596-1 ミナミ農園 17:00 (砂質土) 受入施設 4 特定建設資 本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次 材の分別解体 のとおりである。 築 工 程 作業内容 分別解体等の方法 工 程 仮設工事 □手作業 ①仮設 ■有 □無 ■手作業・機械作業の併用 لح 土工事 □手作業  $\mathcal{O}$ ②土工 ■有 □無 ■手作業・機械作業の併用 作 業 基礎工事 □手作業 ③基礎 内 □手作業・機械作業の併用 □有 ■無 容 本体構造の工事 □手作業 及 ④本体構造 □無 ■手作業・機械作業の併用 ■有

項目	内容	摘要
	び 解 ⑤本体付属品 ■有 □無 ■手作業・機械作業の併用	
	方     ⑥その他     その他の工事     □手作業       法     □有     ■無     □手作業・機械作業の併用	
5 土工	7工区の掘削土は、仮置場に残置し、3-1工区の掘削土は一時仮置きし、乾かした土砂を搬出処分するものとする。	
6 構造物撤去工	<ol> <li>撤去前に現地にて計測確認を行い、結果を監督職員に報告するものとする。</li> <li>鋼矢板は一部切断することとし、切断した鋼矢板は監督職員が指示する箇所に整理し存置すること。</li> <li>撤去した覆工板は監督員が指示する箇所に整理し存置すること。</li> </ol>	
7 土留工(親杭横矢板工)	1) 親杭横矢板工の施工について下表を想定している。現場条件等により、想定工法での施工が困難と判断される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 本工事で打設した親杭(H形鋼)及び横矢板(軽量鋼矢板)は施工後、水路内側にレジンコンクリートパネルを設置する。	
	施工場所     種別     施工方法       遊水池流入部     親杭横矢板工     ダウンザホールハンマ工法	
8 コンクリー トエ	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処 理するものとする。	
9 パネルエ	<ol> <li>鋼矢板の素地調整後にパネルを組み立て、目地を設置し、接続金具で鋼矢板に設置した後、底版コンクリートを打設する。</li> <li>パネル材と鋼矢板の間に裏込め材を充填する際には、空気溜まりが生じないよう、目視や打診棒等で確認しながら注入する。</li> <li>パネル材料は反りや欠けができないように保管や取り扱いに注意する。</li> </ol>	
<b>第11章 施工管理</b> 1 主任技術者 等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。	
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
3 施工管理の 追加項目	パネル工の施工管理項目は、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】(案)付属資料編」(開水路補修工事の施工管理項目等参考例)によるものとする。	
第12章 条件変更 の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出	

項目	名早排水路第 7 1 内 容	摘要
第13章 公共事業	4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項 本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者	
関係調査に 対する調査	はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものと する。	
<b>第14章 その他</b> 1 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-RまたはBD-R)正副2部	
2 週休2日による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間かの現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では互率木曜分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として12月29日から143までの6日間、8月を持む工事では夏季休暇分として2月29日から15日までの6日間、8月を持む工事では夏季休暇分として12月29日から15日までの6日間、8月を持む工事では夏季休暇分として2月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として12月29日から1月3日までの7日までは3月3日までは3	

項目	P		容		摘
	⑤ 報告の時期は、受注者 (4)監督職員が週休2日の身 行う場合には、受注者は関 (5)発注者は、現場閉所を確 正係数により、労務費、機 (率分)を補正し設計変更 ①補正係数	を施状況について、 協力するものとす 認した場合は、野 機械経費(賃料)、	必要に応じて る。 見場閉所状況に 共通仮設費(	応じた以下に示す補	
	(万冊正//教		:D1 F		
	現場閉所率	28. 5% (8日/2		_	
	労務費	1.0			
	機械経費(賃料)	1.0			
	共通仮設費(率分)	1.0			
	現場管理費(率分)	1. 0			
	②補正方法	1. 0			
	たない場合は、工事請負券 ぞれの経費につき上記①/ また、提出された工程表 に受注者側に週休2日に 違反として「地方農政局」 (平成15年2月19日付け1 要領」という。)別紙8 いて、点数10点を減ずる。 (6)週休2日の確保に取り約 による積算に当たっては、 を確認後、4週8休に満力	こ示す補正係数に 長が週休2日の取行 取り組む姿勢が見 正事成績等評定実。 4地第759号大臣官 (事業(務)所長所 ものとする。 日む工事において、 以下の補正係数さ	よる補正を行れ 身を前提として られなかった場 施要領(模範係 3房地方課長通 用)に示す「7 市場単価方式 を適用するが、	のずに減額変更する。 いないなど、明らか 場合については、契約 利)の制定について」 知。以下「工事成績 . 法令遵守等」にお 、 土木工事標準単価 現場閉所の達成状況	
	構造物とりこわし工	機械	1. 02	標準単価	
3 1日未満て 完了する作業 の積算	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	みに適用する。			

法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適

## 名草排水路第7工区他工事

項	目	内容	摘要
第15章 定	ぎめなき <b>事</b> 項	当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、 必要に応じて監督職員と協議するものとする。	